

里親のことを、もっと知りたい！と思ったら…

里親どうしで活動している「里親会」に、ぜひお問合せください。

E-mail : foster_kanagawa1@yahoo.co.jp

そのほか、つぎの機関でもご相談を受付けています。

児童相談所 18歳未満のお子さんに関するさまざまな相談のほか、
里親になるための申請を受付ける機関です。

家庭養育支援センター 児童養護施設に併設されており、
里親になる前の研修や、地域の子育て支援を行っています。

里親センター 児童相談所や家庭養育支援センターと連携して、
里親の支援や里親制度の普及啓発を行っています。

詳しくはホームページへ

[神奈川県 里親](#) [検索 ↗](#)

お問い合わせ

神奈川県 県民局次世代育成部 子ども家庭課 児童養護グループ
電話 045-210-4655 (直通) FAX 045-210-8868

一緒に、ゆっくり、親子になろう



里親制度のご案内

神奈川県里親会 神奈川県

笑って、泣いて、ともに成長する — “里親”という父や母になりませんか？

さまざまな事情から家庭で暮らせなくなった子どもたち。

里親制度は、そんな子どもたちを、一定期間自分の家庭に迎え入れて温かな愛情と理解をもって養育する、児童福祉法にもとづく制度です。

制度には、この「養育里親」と、施設に入所している子どもを週末や夏休みなどの短期間だけ受け入れる「3日里親」のほか、「専門里親」、「縁組里親」などがあります。

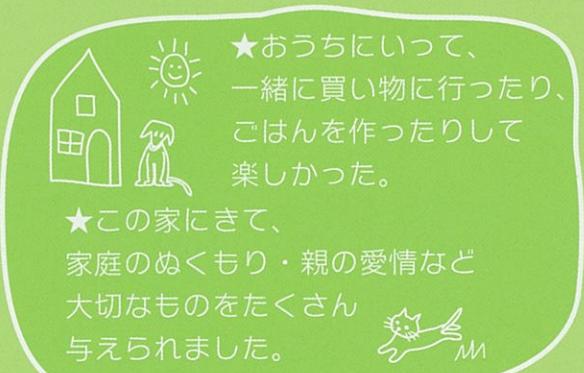
ただ今、県内で約200組。私たちは元気に里親活動をしています！



★子どもを育てることは、とても大変。
でも、教えられることもたくさんあります。
子どもと一緒に、自分の成長も実感している毎日です。

★家庭を知らずに育った子どもを、少しでも減らしたい。
どこにでもある普通の家庭でいいんです。
家庭の日常を共に過ごすことが、とても大事だと感じています。

※(平成28年1月現在、政令市・中核市を除く)



e Voice from Kids

“里親”という父や母になりませんか？

↑ 短期間だけ受け入れる、
「3日里親」もあります。

長期の養育は難しいといった場合は、施設で生活している子どもを短期間（お正月や夏休み、週末など）受け入れることもできます。

↑ 不安や相談は、里親仲間に。

里親会や関係機関が、里親仲間と交流できる場や機会をつくれています。また、安心して子どもを養育できるよう、先輩の里親や専門の相談員に相談することができます。

↑ 養育のための費用補助もあります。

子どもを養育するために必要な費用は、国や県から定められた金額が支払われます。

↑ 特別な資格は必要ありません。

一定の要件はありますが、何よりも重要なのは子どもが大好きなこと。明るく健康的なご家庭であれば大丈夫です。

↑ レスパイト（休息）制度を利用できます。

里親の入院や、冠婚葬祭に子どもを連れて行けないとき、休息を取りたいときなどに利用できます。里親活動を息の長いものにするためにも、上手に利用しましょう。